

平成29年度学校給食費額 決定のお知らせ

福岡市学校給食の運営にご理解とご協力を賜り、お礼を申し上げます。
平成29年度の学校給食費額を決定しましたので、
給食者全員の保護者（納付義務者）の皆様にお知らせします。



■ 同封した書類

振替口座を登録している方	振替口座を登録していない方
<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡市学校給食費額決定(変更)通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福岡市学校給食費額決定(変更)通知書 ● 納付書10通(平成29年度4月期～2月期) ● 福岡市学校給食費及び学校徴収金口座振替依頼書
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 学校徴収金(教材費等の校納金)の納付方法を口座振替にしている学校では、口座振替では学校給食費と学校徴収金の合算額を振り替えます。合算された振替額よりも口座残高が少ない場合は、学校給食費と学校徴収金の両方とも振替が行われません。 ☆ 各月の学校徴収金の金額は、学校より別途通知があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 口座振替は個人ごとの登録が必要です。兄弟児の口座登録があっても、改めて新入生の登録が必要です。 ☆ 口座振替手続きは、完了までにおよそ1か月を要しますので、早くても6月期からの振替となります。4月期と5月期は、必ず納付書で納めてください。 ☆ 平成29年度3月期(平成30年3月分)は年度末の調整月のため、平成30年3月に「学校給食費額決定(変更)通知書と納付書を送付します。

◆ 就学援助・生活保護を受給中の方

- ☆ 学校給食費額の決定は、学校給食の対象となっているすべての方に対して行いますので、保護者負担のない就学援助・生活保護受給の方にも「学校給食費額決定(変更)通知書」をお送りします(納付書は同封しておりません)。
- ☆ 就学援助や生活保護を受給中、または就学援助を申請中の方で、振替口座を登録されている方は、学校徴収金のみを口座振替を行います。なお、その場合も、預金通帳には、「ガツウキウシヨケヒウ」、「キウシヨケヒウ」又は「学校給食費等」と記載されます。

■ 平成29年度学校給食費の概要

◆ 給食費額

学校種区分	月 額	1食あたりの単価
小学校, 特別支援学校小学部	4, 200円	243.15円
中学校, 特別支援学校中学部・高等部	5, 000円	289.47円

- ☆ 給食区分を一部停止している場合は、上記金額より減額された月額となります。
- ☆ 年間の基準給食回数190回と、実際の給食回数の差などによる調整は、3月期の給食費を減額または増額することにより行います。年度中途の市外転出等により給食が終了した場合は最終月で精算を行い、調整します。

◆ 納期限(口座振替日)

4月期・5月期は5月末日、12月期は12月28日、その他の月は各月末日
(該当日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日)

- ☆ 8月期は給食費の月額納付はありません。
ただし、年度中途の市外転出等により8月が最終月となった場合は、8月期分の給食費の納付が発生する場合があります。
- ☆ **5月末日は4月期と5月期の2期分の納付が必要です**。口座振替では、2期分を合算した給食費額を学校が設定した学校徴収金額を振り替えます。
- ☆ 口座振替による納付の場合、口座振替日に残高不足などの理由で振替ができなかった場合は、**翌月15日に再度、同額を振り替えます**。(該当日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日)
- ☆ 学校給食費を納期限までに納付されない場合は、延滞金が課される場合があります。

裏面もご覧ください

■ 学校給食費に関する援助制度の適用がある方の給食費納付について

◆ お子様^が特別支援学校にお通いの納付義務者（保護者）

「特別支援教育就学奨励費」の対象の方も、給食費を納めてください。

→ のちほど支給される就学奨励費には、補助対象額の給食費が含まれています。

◆ お子様^が小学校又は中学校にお通いで、

① 就学援助を申請した納付義務者（保護者） **就学援助の申請は、毎年度必要です**

就学援助を申請した場合、給食費の請求が一時的に停止されます。

→ 今回の通知に納付書が入っている場合は、納付をいったん停止してください。

→ 振替口座の登録がある場合は、給食費の振替を一時的に停止し、学校徴収金のみを振り替えます。停止時期は、申請の時期により遅れることがあります。

↓

就学援助が認定された場合

認定期間の給食費は納付不要です。

既に納付された給食費がある場合は還付します。

就学援助が認定されなかった場合

請求停止中の給食費をさかのぼって請求します。

一括納付が難しい場合は、健康教育課へご相談ください。

② 生活保護（教育扶助）を申請した納付義務者（保護者）

まだ認定されていない場合は、給食費を納めてください。

認定された場合は、認定期間の給食費は納付不要です。既に納付された給食費がある場合は還付します。

③ 就学援助・生活保護（教育扶助）が決定している納付義務者（保護者）

認定期間の給食費は納付不要です。

発生した給食費は、各援助制度の担当部署より、健康教育課が直接受領します。

決定通知書の表示の説明

決定通知書2枚目下段にある表示は、次の内容を意味します。

●認定状況「申請中」、納付方法は空欄

→ 就学援助申請中で、請求が一時的に停止されています。

●認定状況「*」、納付方法「市振替」

→ 就学援助または教育扶助が認定されています。各制度受給中の給食費の納付は不要です。

■ 口座登録の手続き

学校給食費・学校徴収金の納付について、口座振替登録のない方には、青い枠の表紙の「福岡市学校給食費及び学校徴収金口座振替依頼書」を同封しております。

必要事項をご記入のうえ、金融機関窓口で手続きをお願いします。

今回同封の口座振替依頼書により手続きいただいた場合、口座振替の開始は早くても6月期からです。少なくとも4月期及び5月期の給食費は、同封の納付書で納めてください。

- 金融機関で手続きをする際に、通帳・キャッシュカード等の提示を求められる場合があります。
- 学校や教育委員会健康教育課では、口座振替の手続きはできません。
- 口座振替の申し込み・登録は、お子様それぞれに必要です。
- 手続き完了時に「口座振替開始のお知らせ」を送付します。開始前の給食費は納付書で納めてください。

■ 給食区分の一部停止や入院等による長期停止について

食物アレルギー等により、給食区分（パン、米飯、牛乳、おかず）の一部停止を希望する場合や、病気や事故等の理由により、連続5回以上欠食する場合は、すみやかに学校へご連絡ください。

給食の食材発注が停止された範囲で給食費額を調整しますが、給食停止（一部停止を含む）は、早くても学校へのご連絡日より3日後（土・日・祝日を除く）からとなります。

■ お問い合わせ先

お子様がお通いの学校へ

- あて先の住所・氏名・保護者氏名
- 給食停止（一部停止）
- 学校徴収金 に関すること

教育委員会健康教育課へ

- 学校給食費に関すること
- 電話 092-711-4643
- FAX 092-733-5865

教育委員会教育支援課へ

- 就学援助に関すること
- 電話 092-711-4693
- FAX 092-733-5780